

「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業
地域ネットワーク募集要領

平成27年6月

国土交通省
(一財) 建設業振興基金

目 次

1. 趣旨	- 2 -
2. 地域ネットワーク（応募主体）	- 2 -
2.1. 地域ネットワークの構成員の要件	- 2 -
2.2. 地域ネットワーク事業管理団体	- 4 -
3. 対象となる事業	- 4 -
4. 委託費の上限額・用途等	- 6 -
4.1. 委託費の上限額	- 6 -
4.2. 対象経費	- 7 -
4.3. 対象とならない経費	- 7 -
5. 事業期間	- 8 -
6. 応募手続き	- 8 -
6.1. 事業募集期間	- 8 -
6.2. 提出書類	- 8 -
6.3. お問い合わせ・提出先	- 8 -
7. 審査及び選定	- 8 -
7.1. 審査・選定	- 8 -
7.2. 審査内容	- 9 -
7.3. 選定結果の公表	- 9 -
8. 委託費の精算	- 9 -
9. 地域ネットワーク事業管理団体の責務等	- 9 -
9.1. 実施状況の報告	- 9 -
9.2. 帳簿書類の保存及び区分経理	- 9 -
9.3. 契約に違反した場合	- 9 -
10. 事業スケジュール	- 10 -

1. 趣旨

建設業における女性の活躍については、平成 26 年 8 月に、5 年以内に女性倍増を目標とした行動計画を官民共同で策定する等、官民挙げた取り組みがスタートしました。この機運を中長期的に持続させていくためには、地域ぐるみで女性活躍をサポートする継続的な取り組みが必要です。このため、地域の建設業における女性活躍に向けた課題解決に資する中長期的な計画（以下、「計画」という。）を自ら策定し、当該計画に基づく取り組みを実施しようとする「建設企業、建設業団体、職業訓練校、行政機関、報道機関等の地域の関係者が協働する主体」を全国から募集します。本事業は、国土交通省及び有識者による計画の審査を経て「もっと女性が活躍できる建設業・地域ネットワーク」（以下、「地域ネットワーク」という。）として概ね 10 件程度を選定し、当該ネットワークが主体となって取り組む事業を支援するとともに、地域ネットワークが計画に基づいた取り組みにより得られた成果や課題、その解決方法等を先進的な事例として全国に情報を発信していくことを目的としています。

2. 地域ネットワーク（応募主体）

2.1. 地域ネットワークの構成員の要件

地域ネットワークの構成員は、以下の①、②のどちらかに該当する構成であること

① ◎「建設企業」の参画が 3 社以上

※これに加え○印、△印が参画することも可

② ◎「建設企業」の参画が 0 社～2 社で、以下 a. b のどちらかに該当

a. ○印が 2 団体以上 ※これに加え△印が参画することも可

b. ○印が 1 団体+△印が 1 団体以上

※構成員が、建設企業 2 社以下のみ、○印が 1 団体のみ、△印の団体のみの場合はいずれも対象外です。

◎建設企業（建設コンサルタント、地質調査、測量等の建設関連業を含む、以下○印は同じ）

○建設業団体

○建設企業の女性技術者・技能者等を構成員とする任意組織

△職業訓練校

△教育機関（小学校、中学校、高等学校等）

△地方公共団体

△報道機関

△その他地域ネットワークが必要と認める者

Point!!

※ 本事業は、個別の団体や建設企業の取り組みを支援するものではありません。

従って、上記の要件を満たした上で、より多くの関係者が参画することが望ましいと考えます。よって、△印の団体や建設企業の参画を積極的にご検討ください。

※ 応募の時点では地域ネットワークが設置されている必要はありませんが、各メンバーの同意を得た上で応募してください。

【構成要件を満たしている地域ネットワークの例】

地域ネットワーク

例1: ◎建設企業3社以上が参画する場合

◎建設企業A



◎建設企業B

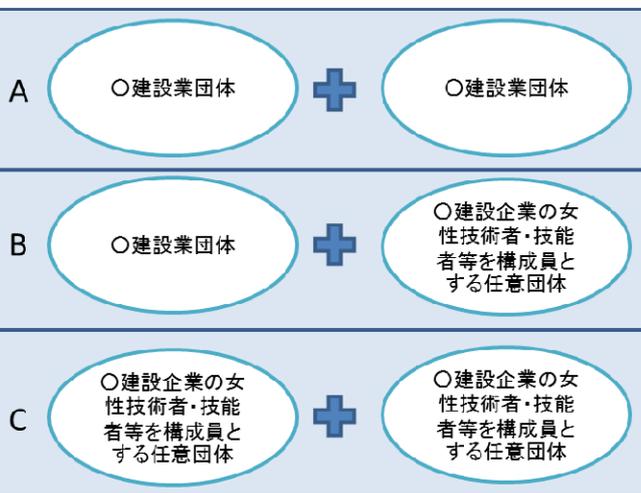


◎建設企業C

※上記に加え、○印や△印が参画することも可

地域ネットワーク

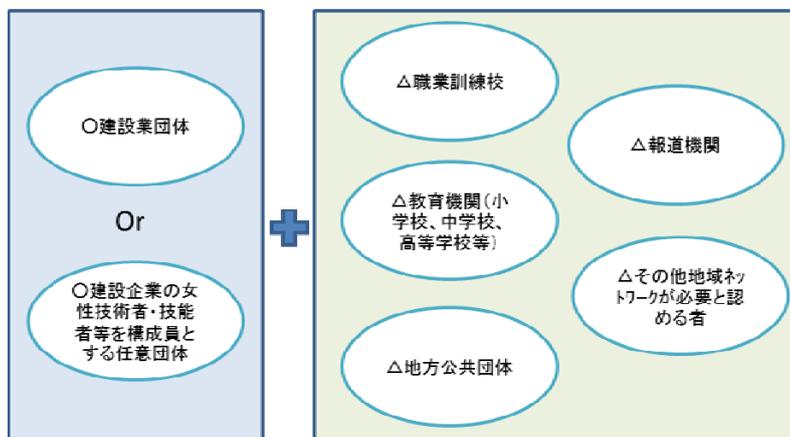
例2: ○印が2以上参画する場合



※上記A~Cのパターンに加え、△印や建設企業が参画することも可

地域ネットワーク

例3: ○印1と△印が1以上参画する場合



※上記に加え、建設企業が参画することも可

2.2. 地域ネットワーク事業管理団体

事業の運営管理、支出管理（証憑書類の整理・保管）、構成員相互の調整を行うとともに、計画に基づいた事業全般の実施責任者として、構成員の中から地域ネットワーク事業管理団体を専任してください。

3. 対象となる事業

建設業での女性の活躍を拡大するためには、女性のライフサイクルに応じて3つのボトルネックがあると言われています。

- ① 女性の建設業への就職促進
 - ・女性の採用等に積極的な企業の情報が女性に届きにくい等
- ② 女性技術者・技能者等の定着支援
 - ・中小建設企業では女性は社内で少数派であり、キャリアパスも身近に
なく、将来が見通しにくい等
- ③ 仕事と家庭の両立
 - ・結婚、育児、介護等と仕事との両立への課題等
 - ・一旦建設業界から離れると建設業界への復帰に高いハードル等

地域ネットワークの各構成員が連携して、上記の課題等を解決するために取り組む事業を対象とします。

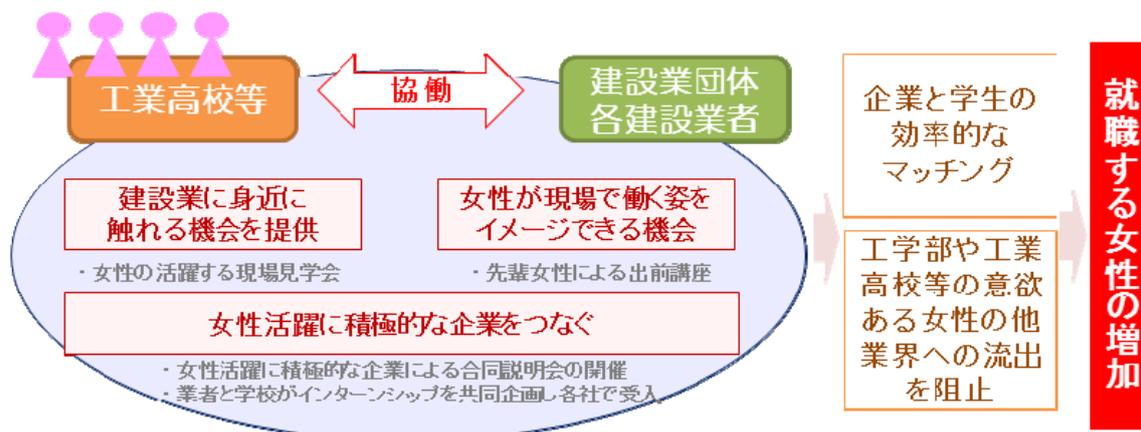
取り組む事業の内容については特に限定しませんが、例えば以下のような取り組みが考えられます。これらの取り組みに関する実施経費が対象となります（対象経費の費目は後述）。

また、取り組む事業について、既にある程度進んでいる場合でも、本事業を利用して、さらなる発展が見込める場合は対象とします。

【建設業の女性活躍に向けた地域ネットワークによる実践事例】

【ネットワーク実践例1】 女性の就職促進

- 工業高校・地元大学等と女性の活躍に積極的な地域企業が協働
- 女子学生と企業が接触する機会を効果的に提供



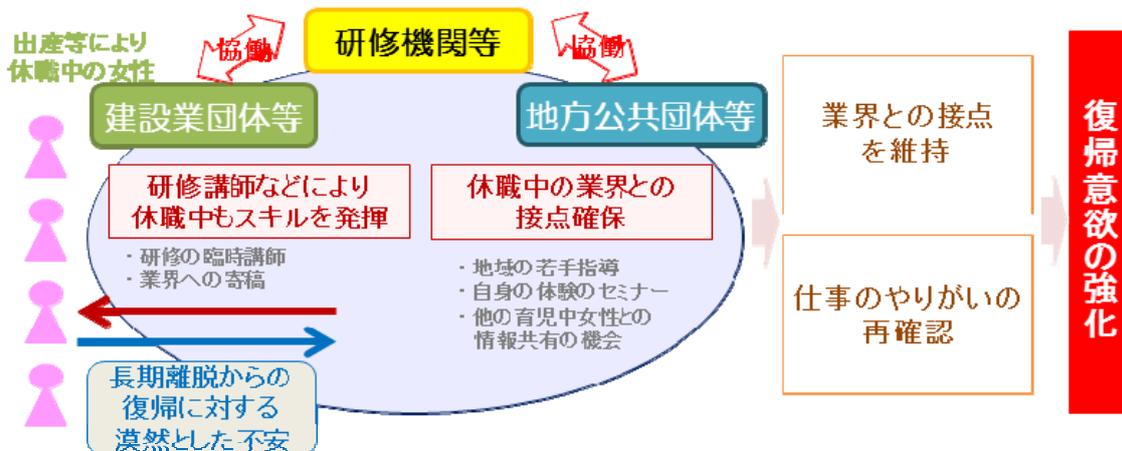
【ネットワーク実践例2】 女性の定着支援

- 働きやすい現場環境を目指す女性自らの取組をサポート
- 企業内で孤立しやすい女性にタテ・ヨコの連携の機会を確保
(ロールモデルやメンターとの出会いと交流の機会を提供)



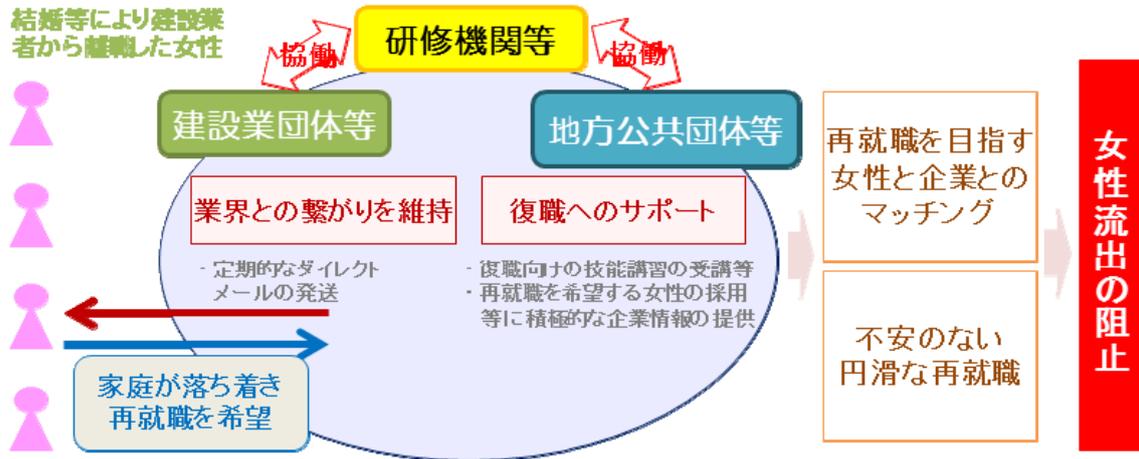
【ネットワーク実践例3】 休職中の女性の復帰支援

- 高いスキルをもつ休職中の女性の復帰をサポート
- 休職期間中もスキルを有効活用する等、建設業への復帰意欲を維持



【ネットワーク実践例4】 離職した女性の復職サポート

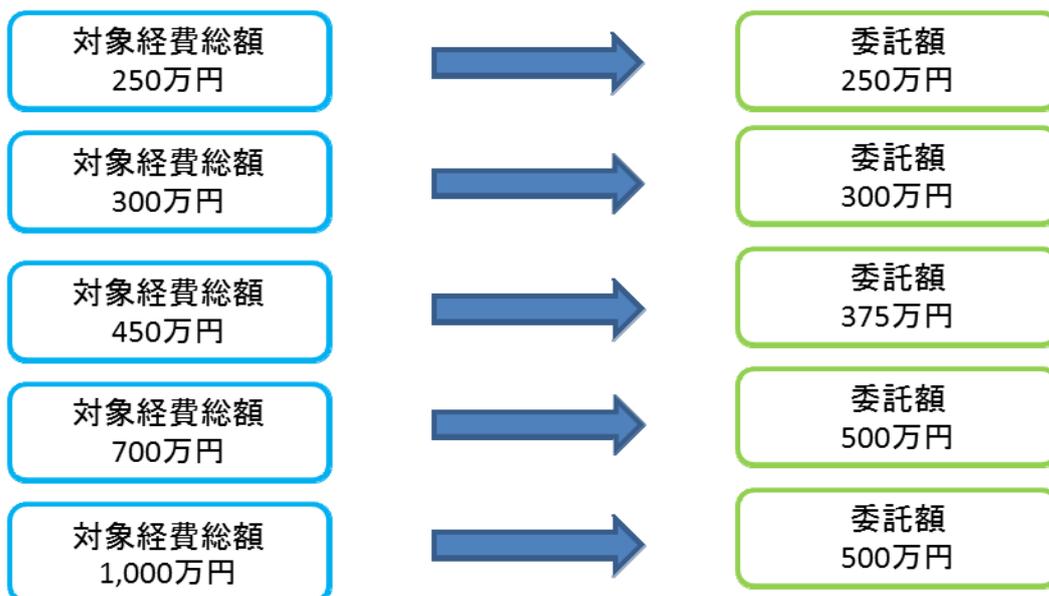
○結婚・育児・介護等の理由での建設業離職者の復職をサポート
(技術・技能の回復に向けた研修や業界内での再就職を促進)



4. 委託費の上限額・用途等

4.1. 委託費の上限額

本事業における委託費は、1地域ネットワーク当たり 500 万円を上限とし、委託費の対象となる経費 300 万円までは全額、300 万円を超える場合は、超えた額の 1/2 を 300 万円に加算した額を委託費として契約します。ただし、契約額または対象経費として支出した額のどちらか少ない額が実際の支払額となります (精算方式による契約)。



4.2. 対象経費

本事業の対象とする経費は、事業を行うために必要な経費のうち、以下の表に掲げるものが対象となります。

ただし、実際の委託額（契約額）は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも申請の経費が全て認められるものではありません。

費目	内容
委員・専門家謝金	委員会の委員や専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・助言を受けた場合（講師含む）に謝礼として支払われる経費
委員・専門家旅費	委員・専門家に旅費として支払われる経費
職員旅費	会議や研修会等へ参加するため旅費として職員等に支払われる経費
会場借料	会議、研修会、イベント等の場所代として支払われる経費
会議費	会議等のお茶代等として支払われる経費
研修会等参加費	研修会等への参加費として支払われる経費
アルバイト雇用費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
レンタル・リース料	事業遂行に必要な事務機器、機械設備等のレンタル料、リース料として支払われる経費
調査・研究等委託費	事業遂行に必要な調査・研究等を委託する際に支払われる経費
印刷製本費	会議資料や報告書・パンフレット等作成の印刷費として支払われる経費
広報費	H P作成、広告掲載など広報宣伝等を行う際に支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献等の資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
消耗品費	安価な事務用品等の購入費として支払われる経費
その他、必要経費	その他、本事業を実施する上で必要と認められる経費

4.3. 対象とならない経費

本事業では、次のような経費は申請することはできませんので、ご注意ください。

- ・地域ネットワーク構成員の通常の業務活動に係る経費
事務所賃借料、職員人件費、水道光熱費、コピー代、用紙代、トナー代など、従来から実施している事業に関する経費と区別ができないもの
- ・土地、設備、機械などの固定資産（無形固定資産も含む）の取得
- ・自家用車、レンタカー、重機等の燃料代、高速料金、タクシー代
- ・振込手数料
- ・電話代等通信費用（携帯電話、携帯情報端末、インターネット等）
- ・酒類の飲食代
- ・事業中に発生した事故・災害の処理のための経費、機械等の修理代
- ・他の助成金等が支給されている経費
- ・その他、支援対象事業の実施に関連性が認められない経費

5. 事業期間

契約締結日（平成27年4月1日まで遡及する予定）～平成28年3月11日（金）

※事業期間中に契約及び支出が完了している経費が委託費の対象となります。契約締結日より以前に行った事業については、助成の対象となりません。

6. 応募手続き

6.1. 事業募集期間

平成27年6月29日（月）～平成27年7月17日（金）**※当日必着**

6.2. 提出書類

別紙、申請書に定める書類を、以下の提出先まで郵送してください。応募者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（簡易書留等）でお申込ください。

郵送時は、「もっと女性が活躍できる建設業・地域ネットワーク応募書類在中」と封筒に朱書きしてください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

また、提出書類等の返却は致しません。

6.3. お問い合わせ・提出先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目 MTビル2号館6F

Tel 03-5473-4572 Fax 03-5473-4594

一般財団法人 建設業振興基金 構造改善センター人材育成支援室(※)

(※7月1日より経営基盤整備支援センター 人材育成支援課に名称変更)

担当：今泉（イマイズミ）、宮岡（ミヤオカ）、松縄（マツナワ）

7. 審査及び選定

7.1. 審査・選定

- ① 応募書類の内容につきまして、国土交通省及び有識者等による審査選定委員会において、書類審査を行い、選定先として概ね10件程度の候補を決定します。
- ② 審査選定委員会における審査結果を踏まえ、建設業振興基金が委託先を決定します。
- ③ 応募者に対して、選定結果を通知します（選定結果は全員に通知します）。

7.2. 審査内容

審査選定委員会では、提出いただいた書類の内容について、以下の観点から審査を行います。

なお、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ 事業に取り組む背景や必要性（現状の課題等を的確に把握できているか等）
- ・ 計画（特徴、内容、スケジュール、実施体制）の妥当性
- ・ 本事業における個々の計画により得られる成果や、それ以降の中長期的な成果、展望、波及性等

Point!!

※ 単なる広報やイベント等に限られた取り組みよりも、地域ネットワーク構成員のそれぞれの特徴を活かした複合的かつ継続的な取り組みにより、中長期的な成果・展望・波及性等が得られると思われる案件を優先します。

7.3. 選定結果の公表

選定結果は、平成27年8月中旬を目途に、国土交通省及び建設業振興基金から報道機関に対して公表します。原則とし、選定先情報として、地域ネットワーク名、構成員、事業概要等をホームページ等にて公表します。

8. 委託費の精算

地域ネットワーク事業管理団体は、契約期間が満了したときは、所定の手続に従い事業報告書等を提出していただく必要があります。

建設業振興基金は、事業報告書等を受理した後、応募時の計画に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、当該事業における支出に関する証憑書類等を確認し、精算額を確定し、支払いの手続きを行います。

9. 地域ネットワーク事業管理団体の責務等

9.1. 実施状況の報告

計画に基づいて実施される事業の内容やその成果について、事業終了時に、所定の事業報告書等を作成・提出していただきます。また、必要に応じて事業期間中に現地ヒアリング等にご協力をいただくことがありますので、その際は構成員間の調整等をお願いします。

9.2. 帳簿書類の保存及び区分経理

本事業に係る経理については、収入及び支出を他の活動と区別して経理処理（区分経理）を行うとともに、これら委託事業の活動に係る帳簿書類（独立した出納帳簿の作成と領収書、伝票類の台紙への整理等）を、事業が終了した日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

9.3. 契約に違反した場合

委託先が、虚偽の報告等をした場合には、委託の交付取消・返還、不正内容の公表等を行いますのでご注意ください。

10. 事業スケジュール

